

# 現況届のご案内（認可保育施設在園児専用）

令和7年10月1日時点で認可保育施設を利用している方は、保護者の保育必要理由と次年度の保育利用の意思確認がございます。必要書類等の用意と申請を期限内にお願い致します。



## 受付期間・申請方法

**令和7年 10月1日(水)～10月31日(金)**

- ・オンライン申請 10月31日（金）17：15 まで
- ・窓口申請の受付時間 平日 8：30～17：15

## 必要書類

- ① 代表保護者の本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカード等)
- ② 保護者の「保育を必要とする理由」を証明する書類 → P 2 参照
- ③ (該当者のみ)保育の算定に必要な資料 → P 3 参照

## 留意事項

### ◎ オンライン申請の場合

- ・現況届、転園、退所手続き、町立幼稚園の申請、きょうだい児の**令和8年度認可保育施設新規申込み**が同時に申請できます。
- ・1度の申請できょうだい**3名までまとめて申請**ができます。
- ・4名以上の場合は2回に分けて申請してください。

◎認可保育施設と町立幼稚園との併願はできません。

◎現況届の申請時期以外でも、世帯や就労の状況等に変更があった場合は、変更があった日から**14日以内**にこども課へ必要書類を提出ください。

## お問い合わせ

南風原町こども課 TEL：098-889-7028

## 1 確認していただきたいこと

在園児保障とは、安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から、一貫して継続的な環境で保育を受けることが望ましいと考えられ、現在利用している保育施設を継続的に利用することを保障するものです。

### 継続：次年度も継続希望の方（在園児保障）

進級するクラスの定員が減数の場合、入所審査を行います。

審査の結果、継続利用(在園)が出来ない対象者には別途入所調整のご連絡をいたします。

オンライン申請 ⇒ 「**継続**」を選択してください。

窓口申請 ⇒ 必要書類（P 2～3 参照）をご準備の上、こども課窓口までご来庁ください。

### 転園：次年度は、他の認可保育施設利用希望の方



下記の場合、「**転園**」に該当となり**入所審査**を行います。

- ①地域型保育施設の2歳児クラスの児童(卒園児)で、3歳児クラスのある保育施設利用希望
- ②4歳児で卒園の施設を利用中の4歳児(卒園児)で、5歳児クラスのある保育施設利用希望
- ③進級クラスはあるが他の保育施設へ変更(転園)を希望 **★枠を要確認**

⑨申請時点と来年4月の保育理由が異なる場合 ⇒ 両方の保育理由の証明・添付書類をご用意ください

⑩書類に不備がある場合、受付できません

オンライン申請 ⇒ 「**転園**」を選択し、希望園や条件等の入力を行ってください。

窓口申請 ⇒ 必要書類（P 2～3 参照）をご準備の上、こども課窓口までご来庁ください。

### ★きょうだい児がいるどちらか一方の園へ転園希望の方

来年4月に  
転園希望

⇒

- ・現況届を「**転園**」で申請、審査。
- ・審査の結果、転園不可になっても元の園に戻る**在園児保障**が適応されます。

年度途中も  
転園希望

⇒

- ・4月の転園不可になった後もきょうだい同園希望の転園審査を受けたい場合、「きょうだい同園希望のため年度途中保育施設異動申込み」の提出が必要です。

### 退所：町外に転出、町立・私立幼稚園入園希望、小学校入学(就学)の方

オンライン申請 ⇒ 「**退所**」を選択してください。

窓口申請 ⇒ 必要書類（P 2～3 参照）をご準備の上、こども課窓口までご来庁ください。

※町立幼稚園入園希望の場合、オンライン申請では退所理由入力後に幼稚園申込みに進みます。

窓口申請は、必要書類を提出ください。詳しくは、『令和8年度 南風原町 町立幼稚園募集要項』をご覧ください。

### ※留意事項

- ◆申請がない場合、保育理由の確認ができないため、令和7年12月末で退所になる場合があります。
- ◆「**転園**」「**退所**」の場合、利用中の認可保育施設を令和8年3月31日をもって退所になります。オンライン申請では、「**転園**」「**退所**」を選択すると退所届を提出したとみなします。
- ◆「**転園**」の場合、入所審査のため希望園に入所できない場合や待機になってしまう事もあります。
- ◆転園先に内定が決まった場合、元の園へは戻れません。
- ◆申請後に次年度利用の状況が変わった場合は、必ずこども課へご連絡ください。手続きが遅くなると他の方にご迷惑をお掛けしたり、対応が出来ない場合があります。  
例) 継続希望で申請したが → 町外へ転出が決まったので退所へ など

## 2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明する書類

- ・申請時点の主な保育必要理由の証明・添付書類を父・母それぞれご用意ください。
- ・提出書類内容に虚偽があった場合、在園児保障対象外・内定の取消しまたは退所となる場合があります。
- ・証明書は令和7年7月1日以降に作成されたものを有効とします。
- ・データ提出した書類は、次年度の入所決定通知が届くまでご自宅にて保管ください。内容を確認できない場合は、再提出いただくことがあります。

「★」は指定の様式です。町ホームページよりダウンロードまたはこども課で配布

保護者の保育を必要とする理由	提出する書類
常時、月64時間以上 就労しているとき	<p>★【就労証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です</li> <li>・派遣社員の場合、派遣会社（派遣元）からの証明が必要となります</li> <li>・記載内容については、就労先に問い合わせる場合もあります</li> <li>・就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります</li> </ul> <p><b>自営業本人(役員も含む)、専従、親族経営の会社で就労の場合</b> 次のいずれかの書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■開業届 ■税申告書 ■営業許可書 ■給与明細 ■貸金台帳</li> <li>■青色事業専従者給与に関する届出書</li> <li>■振込口座の通帳（名義と振込のページの写し）</li> <li>■営業に伴う契約書 / 納品書 / 請求書 / 領収書</li> </ul>
産前2か月から出産後3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦健康診査受診票 または ■産科医療補償制度 登録証 の写し</li> </ul> <p>※妊婦健康診査後に医療機関が記載したもので、出産予定日と医療機関が確認できるもの（母子手帳の写しは不可）</p>
病気、怪我や心身の障がいのため 保育が困難なとき	<p>○疾病 ⇒ 過去に診断書を提出しており、当診断書において療養期間が経過していない場合、下記の書類いずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■診断書の病名で受診している直近3ヶ月分の領収書 または 診療明細書</li> <li>■自立支援受給者証の氏名・受診履歴(通院)がわかる箇所</li> </ul> <p>上記以外は、★【診断書】</p> <p>○障がい 下記の書類いずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■身体障害者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>
病気や心身に障がいのある 同居親族を常時看護・介護しているとき	<p>★【看護(介護)状況申立書】</p> <p>※上記申立書に加え、下記の添付書類を提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者手帳等、または看護・介護を受ける方の診断書（看護介護が必要と明記のもの）</li> <li>■障害者手帳をお持ちで福祉サービスをご利用の方は 福祉サービス利用計画書</li> <li>■介護認定を受けている方は介護認定証及びケアプラン</li> </ul>
大学や職業訓練校、専門学校などに 月64時間以上通っているとき ※学校教育法で規定する教育施設のみ	<p>過去に就学・訓練状況申告書を提出しており、就学・訓練期間が経過していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■学生証 ■在学証明書 ■受講者証 いずれかの写しを添付</li> </ul> <p>上記以外は、★【就学・訓練状況申告書】 (必要書類を添付してください)</p>
求職中 ※起業準備中を含む	★【求職活動状況申告書】
震災・風水害・火災 その他の復旧にあたってるとき	災害を証明する書類、罹災証明書 等
育休中 または みなし育休中	<p>★【就労証明書】 ※育休期間の記載があるもの</p> <p>★【みなし育児休業申立書】</p> <p>※在園児の継続利用が必要であり、育児休業制度に該当しない育児のための休暇</p>
虐待やDVの恐れがあり、 一方の保護者の書類取得が困難なとき	DV証明書（住基ロックしている証明、離婚調停中が分かる書類等）

### 3 申請児童や世帯の状況により必要となる書類(保育料の算定に必要な書類等)

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、証明する書類を全て提出してください。
- ・所得の未申告または申告もれの方は、最高階層での保育料決定となります。  
※収入がない方や他の方の扶養に入っている場合も、市町村民税の申告は必要となります。
- ・「◎」は、**令和7年7月1日以降に発行されたものを有効**とします。

世帯の状況等	必要な書類
ひとり親世帯	◎離婚日が記載されている戸籍謄本      ○児童扶養手当証書 ○母子父子家庭等医療費受給者証 いずれかの写し
同一世帯に障がい者(児)のいる世帯	○身体障害者手帳      ○精神障害者保健福祉手帳      ○療育手帳 ○障害基礎年金証書      ○特別児童扶養手当障害認定通知書(有期再認定通知書も可) いずれかの写し
生活保護受給世帯	◎被保護証明書 の写し
発達支援児保育(加配保育)を新規で希望する	○下記の内容が明記されている診断書、または意見書 ・こどもの特性      ・加配が必要      ・集団保育が可能
市町村民税が未申告	○令和7年度(令和6年1月～令和6年12月分)所得申告の控え(写し) ※役場税務課(2階)にて申告をお願いします。

### 4 手続の流れ



令和7年度現況届兼令和8年度利用申請受付



調査・審査・認定等



継続	●保育必要理由が確認出来れば、在園児保障により内定 ※進級したクラスの定員減により継続利用ができない児童について、対象者には別途入所調整のご連絡をいたします
転園	● <u>審査による決定</u>
退所	●保育必要理由が確認出来れば、令和8年3月31日まで利用可能

内定通知・審査結果通知



継続	●内定通知 令和7年12月下旬配布予定 (園経由で配付予定)
転園	●入所審査結果通知 令和8年1月中旬発送予定

決定通知

令和8年4月 入所決定	●利用契約決定通知書 令和8年3月上旬発送予定
----------------	----------------------------

## 5 利用できる時間（保育必要量）について

保育認定を行う際、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、【保育標準時間(最長11時間)】と【保育短時間(最長8時間)】の2種類に分けられます。

### (1) 保育利用時間と保育所入所・認定要件

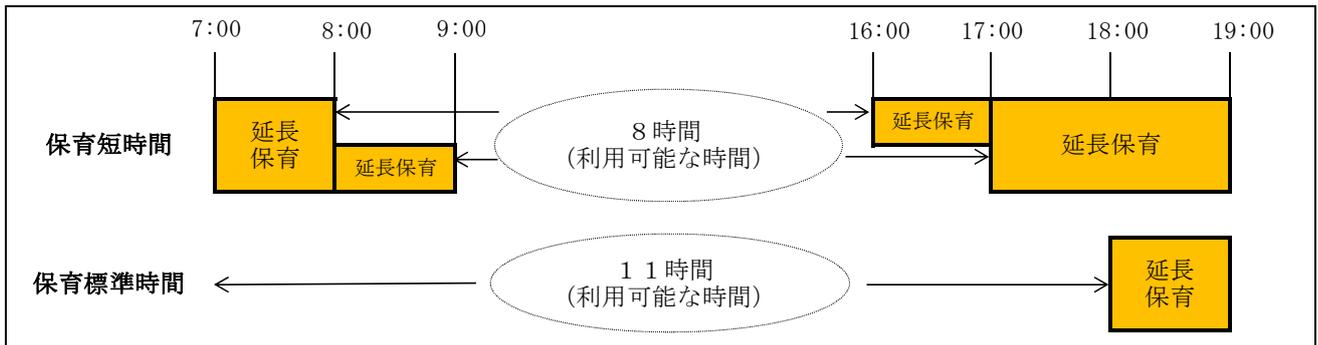
(利用時間は、各園により異なります)

保育必要量の区分	保育施設入所・認定要件		保育を利用できる時間
保育標準時間	● 就労時間 ● 就学時間	月120時間以上	○ 保育施設を利用できる時間 <u>7:00 ~ 18:00</u> 【上記時間内で1日あたり最長11時間】  ※ 宮平保育所、よいサマリヤ人保育園は 7:30~18:30
	● 妊娠・出産（産前2か月から産後3か月まで）		
	● 疾病・障がい		
	● 介護・看護		
	● 災害復旧		
保育短時間	● 就労時間 ● 就学時間	月64時間以上 月120時間未満	○ 保育施設を利用できる時間 <u>8:00 ~ 16:00</u> または <u>9:00 ~ 17:00</u> 【上記時間内で1日あたり最長8時間】
	● 育児休業またはみなし育児		
	● 求職活動		

※通勤時間等によって保育短時間では送迎が難しい場合等は個別で相談に応じますので、こども課までご相談下さい。

※延長保育を利用する場合、別途延長保育利用料がかかります。

#### ★利用時間のイメージ★



### (2) 保育利用時間変更申請について

保育利用時間の変更（切替）については、原則 **月単位** となります。

※ 月途中での保育利用時間の変更はできません。

※ 月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育を利用していただくことになります。

※ 延長保育を利用する場合、延長保育利用料がかかります。ご利用の際は各保育施設へご確認下さい。

## 保育利用時間変更申請方法

保育利用時間を変更したい月の前月末までに、こども課へ就労証明書等の証明書類を提出してください。利用時間変更が必要と認定された場合は、申請の翌月から保育利用時間の変更となります。

## 証明書類が月末までに間に合わない場合

理由書等の提出により保育利用時間の変更を申請することができます。

(ただし、理由書等で変更申請してから2週間以内に証明書類を提出する必要があります。)

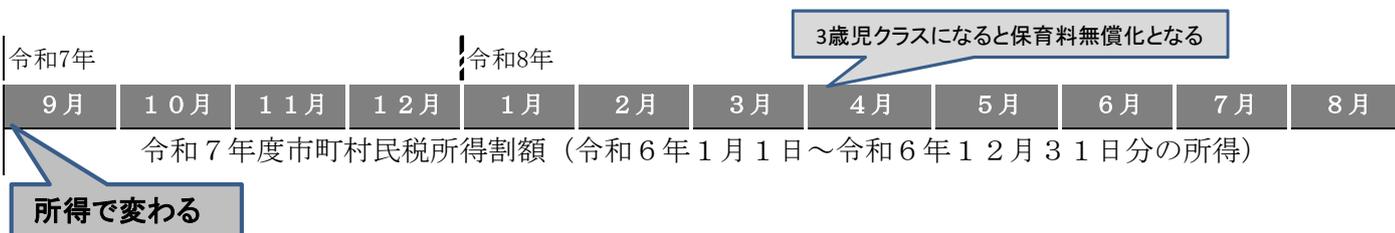
例：新しく就労先が決まっているが就労開始以降でないでないと就労証明書が発行されない等

## 6 保育料について

### (1) 決定方法

保育料の算定は、基本的には父母の市町村民税の所得割額の合算により決定される「階層区分第1～第8」、「保育必要区分（保育標準時間・保育短時間）」、「きょうだいのカウント」によって決定します。保育料の目安としてP8「南風原町保育料」を参考にしてください。

保育料の切り替え時期（毎年9月が保育料の切替時期となります）



### (2) 保育料算定に用いる市町村民税所得割額

保育料算定では、税額控除のうち配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市町村民税としての所得割額と、保育料の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。なお、父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の収入が生活保護基準に満たない場合、同居親族も保育料算定の対象となります。

※算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付します。

※保育料は、公簿（課税台帳）により課税状況を確認して決定します。

※転入等の場合は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携にて税情報を確認します。

#### 注意事項

- ◆ 保護者のうち、扶養に入っている方（配偶者控除適用者等）でも、就労して収入のある場合には、必ず事業主から税務課へ給与報告書の提出またはご自身で申告を行うようにしてください。
- ◆ 所得の未申告または申告もれの方は、最高階層での保育料決定となります。
- ◆ 収入がない方であっても、保育料の算定のため市町村民税の申告は必要となります。
- ◆ 年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度末まで3歳未満児の保育料となります。

### (3) ひとり親世帯・障がい者(児)のいる世帯・生活保護世帯について

P3に記載されている「申請児童や世帯の状況により必要となる書類」を確認して提出して下さい。保育料の階層区分に変更のある場合は保育料が安くなる場合があります。

### (4) 婚姻歴のないひとり親家庭の寡婦(夫)控除のみなし適用について

申請により、寡婦(夫)控除を受けられた場合に算出される市町村民税所得割額で保育料が決定されます。その結果、保育料が軽減される場合があります。適用を受けるためには毎年度申請が必要です。  
対象者…所得税の寡婦(夫)控除の所得要件に該当する世帯。

## (5) きょうだい児入所による保育料の軽減について

多子軽減にかかるきょうだいのカウント方法は、階層区分に応じた範囲内で年齢の高い順に第1子、第2子、第3子以降は第3子と数えます。

カウントにより第1子は全額（基本額）、第2子は半額、第3子は無料となる軽減措置があります。

**階層区分：第1～第4の2A** \* 年収360万円未満相当の世帯

保護者と生計が同一の子（※1）であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり年齢の高いきょうだいから順に数えます。さらに、ひとり親世帯等、第2階層（市町村民税非課税世帯）については第2子から無料となります。

※1 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。毎年度の確認が必要です。該当する世帯はこども課までお問い合わせください。

**階層区分：第4の2B～第8**

保育施設（認可外を除く）や公立幼稚園、軽減措置の対象施設（※2）を利用する**就学前児童**をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

### ◆軽減措置の対象施設（※2）を利用している場合

保育所（園）保育料多子軽減申請書および在園証明書の**申請が毎年度必要**となります。該当する世帯は届出の漏れがないよう、ご注意ください。

※2 対象施設		届出書の提出
○企業主導型保育施設	○私立幼稚園	<b>必要</b>
○児童心理治療施設	○特別支援学校幼稚部	
○南風原町立幼稚園	○児童発達支援及び医療型児童発達支援（児童デイ等）	不要
○認可の保育所（園）	○認定こども園	
	○地域型保育施設	

⑨**企業主導型保育施設以外の認可外保育施設については軽減の対象外です。**

## (6) 支払方法

利用する保育施設により、支払先・支払方法が異なります。

保育施設	支払先	支払方法
町立保育所・私立保育園	南風原町	原則 <b>保護者名義の口座振替</b> ※町外の認可保育施設を利用される場合は、こども課へお問合せください
地域型保育施設・認定こども園	保育施設の設置者	各保育施設が定める方法によりお支払ください

\* **口座振替が可能な金融機関**は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農協・沖縄県労金・コザ信金・ゆうちょ銀行の7行です。その他の金融機関はご利用できません。

\* 口座振替の申込みは、お子様お1人につき「口座振替払依頼書」1枚を、上記金融機関へお持ち下さい。登録手続は1か月程度かかりますので、完了するまでは納付書でお支払いください。

\* **ゆうちょ銀行の場合**、同封の「口座振替払依頼書」はご利用できませんので、ゆうちょ銀行が指定する用紙を銀行窓口にてご利用ください。お手続きされる際に必要な情報（こども課の口座番号等）は納付書に記載されておりますので、納付書をお持ちになってお手続き下さい。

\* **琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行の3行については**、スマホやパソコン等のweb上からも口座振替の申込みが可能です。月末までの登録で翌月から適用されます。

\* 保育料の納付期限は、毎月15日です。納付期限が休日等の場合は翌平日となります。

\* 支払方法にかかわらず、各月の納付期限から一定期間経過しても保育料の納付がないときは、**督促状が届きます。**（督促料として100円追徴されます）滞納期間が長くなると**延滞料金も追徴**されます。

\* **保育料を滞納しますと**、滞納なくお支払している保護者や、入所できずに待機しているご家庭に対する公平性に欠けるため、保育所入所基準表に基づき減点されますのでご注意ください。（入所できなくなる場合があります）

\* **滞納期間が長くなると**、関係法令に基づき、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。納付相談も行っていますので、お早めにこども課までご連絡ください。

## ◇南風原町保育料(0～2歳児クラス)◇

保育施設等の保育料は、保護者(父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など)の所得に応じて決まる『市町村民税の所得割』の金額の合算によって決定しています。

◎3～5歳児クラスの保育料は無償化に伴い0円となります。

(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません)

階層区分	階層区分の詳細 市町村民税の所得割額		多子計算 の対象	保育標準時間			保育短時間		
				第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
第1	生活保護世帯等		保護者 と 生 計 が 同 一 で あ れ ば 年 齢 に 関 わ ら ず 対 象	0	0	0	0	0	0
第2の1	ひとり親世帯及び障がい者(児)のいる世帯			0	0	0	0	0	0
第2の2	第1階層を除き市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
第3の1	ひとり親世帯及び障がい者(児)のいる世帯			9,000	0	0	9,000	0	0
第3の2	48,600 円未満		18,500	9,250	0	18,100	9,050	0	
第4の1	ひとり親世帯及び障がい者(児)のいる世帯 77,101 円未満		特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 前 等 児 童 ★ が 対 象	9,000	0	0	9,000	0	0
第4の2A	48,600 円以上 57,700 円未満			21,500	10,750	0	21,000	10,500	0
第4の2B	57,700 円以上 67,000 円未満			23,000	11,500	0	22,500	11,250	0
第4の2C	67,000 円以上 77,101 円未満			25,000	12,500	0	24,500	12,250	0
第4の3A	77,101 円以上 87,000 円未満			27,000	13,500	0	26,500	13,250	0
第4の3B	87,000 円以上 97,000 円未満			28,500	14,250	0	28,000	14,000	0
第5A	97,000 円以上 115,000 円未満			31,500	15,750	0	30,800	15,400	0
第5B	115,000 円以上 133,000 円未満			34,000	17,000	0	33,300	16,650	0
第5C	133,000 円以上 151,000 円未満			36,500	18,250	0	35,800	17,900	0
第5D	151,000 円以上 169,000 円未満			39,000	19,500	0	38,300	19,150	0
第6A	169,000 円以上 213,000 円未満			42,000	21,000	0	41,200	20,600	0
第6B	213,000 円以上 257,000 円未満			45,000	22,500	0	44,200	22,100	0
第6C	257,000 円以上 301,000 円未満			48,000	24,000	0	47,200	23,600	0
第7	301,000 円以上 397,000 円未満		53,000	26,500	0	52,200	26,100	0	
第8	397,000 円以上		63,000	31,500	0	62,100	31,050	0	

★対象施設は6ページの※2を参照してください

※          は副食費免除となる範囲

- 各月初日の入所児童の属する世帯区分での階層になります。月途中での変更はありません。
- 2歳児の児童が年度途中で3歳となった場合でも、当該年度末までは2歳児クラスの保育料となります。
- 保育料減免申請について 長期間連続で欠席(最長3カ月)する場合はこども課へご連絡ください。

## ◇食材料費(主食費・副食費)(3～5歳児クラス)◇

- 0～2歳児クラスについては保育料に含まれています。
- 3～5歳児クラスの保育料は発生しませんが、食材料費(主食費・副食費)は引き続き保護者負担となり、各保育施設へお支払いいただきます。(公立の宮平保育所分は町が徴収)
- 副食費の免除について  
年収360万未満相当世帯のお子さんと、第3子以降のお子さんは免除対象となります。⇒上記表            範囲  
※対象施設に通っている未就学児以下をカウントします。対象者については町から通知いたします。